

患者さんへのお願い

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

医薬品については、十分な供給が難しい場合もあり、当院では後発医薬品のあるものについて、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称により処方箋を発行すること※）を行う場合があります。一般名処方により、特定の医薬品の供給が不足した場合であっても必要な医薬品が提供しやすくなります。

また、医薬品の長期収載品について、医療上の必要性があると認められないにもかかわらずご希望される場合は、選定療養の対象となる場合がありますのでご注意ください。

ご質問・ご不明な点などは当院職員までご相談ください。

ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

※一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方せんに記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

医療機関名： 鳥 取 市 立 病 院
